

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（111）」
2. 日時：平成29年4月7日 10時00分～12時10分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室B
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、忠内管理官補佐、津金管理官補佐、  
村上安全審査官、大塚安全審査官、高嶋原子力規制専門員、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

加藤技術研究調査官、笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他9名

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「第8条 火災による損傷の防止」について、3月23日開催の審査会合における指摘事項を踏まえて説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。
  - ケーブル及びケーブルトレイを防火シートで覆い、その状態を維持するもの（以下「複合体」という。）の設計の妥当性確認における試験について、当該試験条件が発電所内のケーブル敷設状態の全てを代表したものであること及び十分保守的な条件による試験結果であることを整理して説明した資料を提出すること。
  - 複合体の設計の妥当性確認について、東海第二固有で実施しているものを整理して説明した資料を提出すること。
  - 非難燃ケーブルに塗布されている延焼防止剤についてその性状を明確にするとともに、防火シートで巻いても延焼防止剤の機能を損なうことがないことを整理して説明した資料を提出すること。
  - 複合体の外部の火災に対する実証試験のうち、バーナ加熱熱量を変化させた垂直トレイ燃焼試験について、試験の目的を明確にした上で、目的に沿った評価の内容を整理して説明した資料を提出すること。
  - 複合体の内部において発生した火災に対する実証試験について、その目的及び複合体と難燃ケーブルを比較すべき事項を整理して説明した資料を提出す

ること。

- 多段積みケーブルトレイに対する耐延焼性について複合体が難燃ケーブルより優れているとしているが、複合体の防火シートがずれる等、複合体が健全でないことを考慮した場合においても、難燃ケーブルより優れているのであれば、その点について整理して説明した資料を提出すること。
- 説明資料「火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応について）」中の「4. 基準適合のための具体的対応方針（非難燃ケーブル）」のうち、対応の選定結果に至るまでのそれぞれの項目での検討過程について、具体的に整理して説明した資料を提出すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応について）
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について 添付資料
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について<複合体の設計とその妥当性確認について>